

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○危険薬物の指定.....（医務薬務課） 1

告 示

北海道告示第498号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、令和7年10月30日から施行する。

令和7年10月29日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物として指定する物

- 1 N-（2-メチルフェニル）-N-〔1-（2-フェニルエチル）ピペリジン-4-イル〕プロパンアミド及びその塩類
- 2 2-〔2-〔（4-エトキシフェニル）メチル〕-5-メチル-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル〕-N,N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類
- 3 3-〔2-（ジメチルアミノ）エチル〕-1H-インドール-4-イル=プロピオナート及びその塩類